

行政資料 pickup!



2026年度診療報酬改定答申より調剤管理料等の見直しについて

中央社会保険医療協議会(中医協)は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目(いわゆる短冊)の具体的な点数が明らかになりました。その中から、調剤管理料等の見直しについての内容をご紹介します。



- ◆ 内服薬を調剤した場合の調剤管理料は28日分以上と27日分以下の2区分へ
- ◆ 調剤管理加算は廃止
- ◆ 重複投薬・相互作用等防止加算、在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料は廃止

現行
【調剤管理料】
1 内服薬(内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く)を調剤した場合(1剤につき)
イ 7日分以下の場合 4点
ロ 8日分以上14日分以下の場合 28点
ハ 15日分以上28日分以下の場合 50点
ニ 29日分以上の場合 60点
2 1以外の場合 4点



改定案
【調剤管理料】
1 内服薬(内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く)を調剤した場合(1剤につき)
イ 長期処方(28日分以上)の場合 60点
ロ イ以外(27日分以下)の場合 10点 (削除)
ニ 10点 (削除)
2 1以外の場合 10点

現行
【調剤管理料】
調剤管理加算
イ 初めて処方箋を持参した場合 3点
ロ 2回目以降に処方箋を持参した場合であって処方内容の変更により薬剤の変更又は追加があった場合 3点



改定案
廃止

現行
【調剤管理料】
重複投薬・相互作用等防止加算
イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
ロ 残薬調整に係るものの場合 20点



改定案
廃止

現行
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
1 処方箋に基づき処方医に処方内容を照会し、処方内容が変更された場合
イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
ロ 残薬調整に係るものの場合 20点
2 患者へ処方箋を交付する前に処方医と処方内容を相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合
イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
ロ 残薬調整に係るものの場合 20点



改定案
廃止

(新)調剤時残薬調整加算

点数	イ 在宅患者へ処方箋が交付される前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合	50点
	ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合（イの場合を除く）	50点
	ハ かかりつけ薬剤師が対応し、調剤日数の変更が行われた場合（イ・ロの場合を除く）	50点
	ニ イからハまで以外の場合	30点
対象患者	調剤管理料を算定する患者であって、飲み残した医薬品や飲み忘れた医薬品(残薬)が確認された患者	
算定要件	患者・家族等から収集した情報等に基づいて残薬が確認された患者において、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、残薬の調整のために7日分以上相当の調剤日数の変更を行った場合に算定 ※薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、6日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、その理由を調剤報酬明細書に記載することで算定可能	
施設基準	適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局の場合は算定できない	

※調剤時残薬調整加算のイに規定する患者：在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者

(新)薬学的有害事象等防止加算

点数	イ 在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合	50点
	ロ 在宅患者について処方に変更が行われた場合（イの場合を除く）	50点
	ハ かかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合（イ・ロの場合を除く）	50点
	ニ イからハまで以外の場合	30点
対象患者	調剤管理料を算定する患者であって、処方医に確認すべき点(残薬に係るものを除く)がある処方箋が交付された患者	
算定要件	薬剤服用歴、電子処方箋の仕組みを用いた重複投薬の確認等に基づき、処方医に対する照会（残薬調整に係るものを除く）の結果、処方に変更が行われた場合	
施設基準	適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局の場合は算定できない	

※薬学的有害事象等防止加算のイに規定する患者：在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者

また、インフルエンザ吸入薬指導において、喘息やCOPDに対する吸入薬指導と同程度の時間を要することから、今回吸入薬指導加算の対象に含まれます。算定可能な間隔も見直しとなります。

現行

吸入薬指導加算 30点(3か月に1回限り)

吸入薬の投薬が行われた喘息・COPDの患者に対し、患者・家族・医療機関の求めに応じて、文書・練習用吸入器等を用いて指導を行い、医療機関に必要な情報を文書により提供した場合



改定案

吸入薬指導加算 30点(6か月に1回限り)

吸入薬の投薬が行われた患者に対し、患者・家族・医療機関の求めに応じて、文書・練習用吸入器等を用いて指導を行い、医療機関に必要な情報を文書により提供した場合

個別改定項目について(厚生労働省)
調剤報酬点数表(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年2月13日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行:T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部